

国際日本文化研究センター職員証に関する申合せ

令和元(2019)年7月10日 所長裁定
令和2(2020)年4月23日 最終改正

(趣旨)

第1 この申合せは、国際日本文化研究センター職員証（以下「職員証」という。）の発行、再発行その他の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(発行)

第2 職員証は、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）の職員に対し所長が発行するものとする。

(有効期限)

第3 職員証の有効期間は、下記の通りとする。

- (1) 有効期間は発行の日から令和7(2025)年3月31日までとする。
- (2) 退職等によりセンターの職員でなくなった者の職員証は効力を失する。

(様式)

第4 職員証の様式は、別紙様式1の通りとする。

(事務処理)

第5 職員証に関する事務は、総務課において処理する。

(貸与・譲渡の禁止)

第6 職員証は、他人に貸与または譲渡してはならない。

(再発行)

第7 職員証を発行された職員は、下記のいずれかに該当するときは、速やかに総務課に届け出るとともに、紛失の場合を除き職員証を添えて別紙様式2により再発行申請を行うものとする。

- (1) 職員証を紛失したとき
- (2) 職員証を著しく損傷したとき
- (3) 職員証の記載事項に変更があったとき

(返納)

第8 職員証を発行された職員は、下記のいずれかに該当するときは、速やかに職員証を返納しなければならない。

- (1) 退職等によりセンターの職員でなくなったとき。
- (2) 職員証の有効期間が満了したとき。
- (3) 職員証の再発行を受けた後において、紛失した職員証を発見したとき。

(その他)

第9 この申合せに定めるもののほか、職員証に関する必要な事項は所長が定める。

附 則

この申合せは、令和2(2020)年4月1日から適用する。

	International Research Center for Japanese Studies
国際日本文化研究センター職員証	
氏名	日文 太郎 NICHIBUN Taro
番号	01234567
有効期限	2025年3月31日
上記の者は本センター職員であることを証明する。 2020年4月1日発行	
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構 国際日本文化研究センター 所長	
	

別紙様式2

年 月 日

職員証紛失等届兼再発行願

国際日本文化研究センター 所長 殿

所 属
職 名
氏 名

下記のとおり紛失等がありましたので届け出ます。
ついては、職員証を再発行くださるようお願いします。

記

- 1 事 由
- ア 紛失のため。
 - イ 損傷・汚損等により使用に耐えなくなったため。
 - ウ 記載事項の変更のため。
- (変更内容 :)

2 発生年月日 年 月 日